

坂井地区障害者差別解消支援の取組みについて

1. 坂井地区の取組体制の概要

差別解消に関する相談窓口は、それぞれの市担当課で受付し対応している。しかし、その相談内容について情報を共有し再発防止に努めること、差別解消についての研修、啓発等については、坂井地区として取り組んでいる。坂井地区では、坂井地区障害児者総合支援協議会に差別解消支援地域協議会の機能を加え、両者一体的に取り組んでいる。

2. 令和6年度の相談件数

○坂井市

合理的配慮を求める相談・・・ 1件(令和5年度 2件)

相談者に関すること	趣旨	相談内容	市の対応
■障害区分:身体(肢体) ■年齢:不明 ■相談方法: 障害者相談員からの報告	えちぜん鉄道あわら湯のまち駅舎のバリアフリーについて	えちぜん鉄道あわら湯のまち駅三国方面の駅舎がバリアフリーではなく、ホームから車椅子で降りることができない。降りるには一度三国港駅まで行き、福井方面に乗り換える必要があるが、鉄道会社のHPでの説明が不十分である。	市公共交通対策課を通じてえちぜん鉄道に意見を共有するとともに、駅情報についてのHP掲載内容の配慮を依頼した。

○あわら市

合理的配慮を求める相談・・・ 1件(令和5年度 0件)

相談者に関すること	趣旨	相談内容	市の対応
■障害区分:身体(肢体) ■年齢:40代 ■相談方法: 来所	タクシー利用時における障害理解について	タクシー業者2社から、電動車椅子を理由に乗車を断られた。折りたたみ式でコンパクトになることを電話口で伝えていたが乗せてもらえなかった。	タクシー事業者へ障がい者に対する対応と、軽量化により搭載出来ることを伝え、合理的配慮の提供を求めた。

3. 令和6年度の取組状況

○坂井市

- ・市の新規採用職員の資質向上のため、職員研修を開催した。
- ・手話や聴覚障害についての出前講座や、セミナー形式のイベント「みて きいて 伝え合って学ぶ 聴覚障がいセミナー」を開催した。
- ・ユニバーサルスポーツの普及を通じ、障がい(者)に対する理解促進を図った。
- ・障害者差別解消法の改正に伴い令和6年4月より事業者にも義務化された障がいのある人への「合理的配慮の提供」について、坂井市商工会の役員会にて改めて周知した。
- ・障害者週間に合わせ、市内各地で啓発活動を実施した。

○あわら市

- ・市の新規採用職員研修時に手話ミニ講座を取り入れ、意識啓発をおこなった。
- ・差別解消について関心や認識を深めるため、窓口にハンドブックを設置し、ポスターを掲示した。
- ・障害者週間に合わせ、芦原温泉駅にて青色にライトアップし、市広報誌にて掲載し周知した。
- ・共生社会について、市職員対象の研修を実施し理解と認識を深めた。

4. 令和7年度の取組(案)

(1) 障害者差別に関する相談体制の整備に関すること

- ・相談窓口及び体制について引き続き周知に努める。

(2) 障害者差別の相談事例の情報共有、分析に関すること

- ・引き続き相談事例について共有し、その内容を分析、検証、公表することで、再発の防止と障害者差別に関する理解促進に努める。

(3) 障害者差別解消のための研修、啓発に関すること

- ・権利擁護部会、市広報、ホームページを活用し実施する。
- ・イベント等を通じて企業等に対する障がい者理解を推進する。
- ・事業者や市職員に対する差別解消、合理的配慮等の周知・意識啓発に努める。